



2021/10
VOL. 617



中期事業計画の評価(2018(平成30)年度~2020(令和2)年度)
年度経営計画の評価(2020(令和2)年度)

こんにちは信用保証協会・企画総務部です

オンライン勉強会で講師を務めました

中之島町商工会 金融懇談会に出席しました

吉田商工会 主催「決算書の見方・ポイント解説セミナー」で講師を務めました 他

中小企業とともに歩む身近なパートナー



新潟県信用保証協会

中期事業計画の評価〈2018(平成30)年度～2020(令和2)年度〉

新潟県信用保証協会は、公的な機関として、中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献してまいりました。

今般、中期事業計画(2018(平成30)年度～2020(令和2)年度)の実施状況について、外部評価委員会(新潟大学人文社会科学系工学部 長尾雅信准教授、平哲也法律事務所 二岸直子弁護士、中山公認会計士事務所 中山幸夫公認会計士)の意見及びアドバイスを踏まえ、評価を行いましたので、ここに公表いたします。

1.業務環境

中期事業計画期間における県内経済の動きをみると、国や県が講じた経済政策により平成30年度は回復基調にありましたが、令和元年度に入ると、中国をはじめとした海外経済減速の影響や消費税率引上げの影響等から徐々に弱い動きとなり、令和2年度初めには新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)拡大の影響を受け急速に悪化しました。その後も厳しい状況が続きましたが、令和2年5月に緊急事態宣言が解除されて以降は、緩やかな回復の動きが見られました。

県内の中小企業者の景況感は、上記の経済情勢を受けて、平成30年度の業況判断DI(中小企業 of 全産業)は「良い」超が継続していましたが、令和元年度からは「悪い」超に転じ、令和2年度に入ると感染症拡大の影響を受けてさらに悪化しました。

2.業務運営における基本方針に対する評価

(1)中小企業者の生産性向上に向けた取組の強化

経済危機時等における金融のセーフティネットとしての役割を果たすことはもとより、中小企業者の多様な資金需要にきめ細かく対応するとともに、生産性向上に向けた改善を促進するため、中小企業者の実情に応じ、金融機関との対話を通じた適切な連携に取り組みました。

①危機時におけるセーフティネット機能の十分な発揮

令和2年度において申込が急増した「新型コロナウイルス感染症対応資金(以下、「実質無利子融資」という。))」に対応するため、保証部門に対し、経営支援部門、回収部門及び間接部門からの業務支援態勢を整備するとともに、嘱託職員や派遣職員の増員を行いました。また、決算書データ登録用OCR端末の増設や信用保証書自動封入封かん機の導入を行ったほか、決裁権限の委譲や徴求書類の簡素化等を進め、可能な限り保証審査を迅速化するなど、組織を挙げて保証対応に取り組み、金融セーフティネット機能の発揮に努めました。

②個別企業の業況やライフステージに応じた信用保証の推進

個別企業の業況に応じた信用保証の提案等に向けて、年度ごとに数値目標を掲げて、企業を訪問しての実地調査及び経営者との対話に取り組みました。

また、企業のライフステージに応じた資金需要を支援するため、小口零細企業保証、創業(等)関連保証及び事業承継に関する保証について、年度ごとに数値目標を掲げて利用促進に努めました。

③相談窓口対応の充実

感染症の影響拡大のほか、地震や異常少雪・大雪等の自然災害が発生した際は、相談窓口を速やかに立ち上げ、資金繰りに影響が生じた中小企業者からの相談に対し、適切に対応できる体制を整えました。

また、平成30年には、金融機関紹介対応の相談窓口を整備し、創業予定者等を中心に、3か年で27企業の資金調達を後押ししました。

④金融機関との適切なリスク分担を踏まえた企業支援の促進

中小企業信用保険法の改正を受けて、平成30年4月に「保証申込事前相談票」を改正し、保証申込時点の金融機関プロパー融資残高や金融機関における経営支援状況等を把握できるようにしました。これを基に、保証申込事前相談時に金融機関との対話を行い、経営サポート会議の開催提案や外部専門家派遣等の提案を、3か年で147企業に対して実施しました。

また、平成30年に国から公表されることとなった「信用保証協会別の金融機関別保証実績」を基に、毎年金融機関本部を訪問する等して、各金融機関の融資動向及び経営支援動向等に関する意見交換を行いました。

⑤中小企業者等への的確な情報提供

ホームページをはじめ、各種広報媒体を活用して、保証制度等の情報発信に努めたほか、商工団体等が会員事業所向けに会報を配布する際のチラシ同封サービスを活用するなど、チャネルの多様化にも努めました。



(2) 顧客の実情に応じた各種経営支援の促進

中小企業者の経営改善や事業再生を着実に進めるべく、金融機関等との連携・協力を進めるとともに、特に事業再生の局面においては、中小企業者の個別事情を勘案しつつ、きめ細かい対応に取り組みました。

① 条件変更先等に対する保証・経営支援の一体的な促進

金融機関及び外部専門家等と連携した経営サポート会議を、3か年で延べ138企業に対して開催し、課題解決策の提案や金融取引の調整に取り組み、条件変更先等の経営改善を後押ししました。併せて、経営力強化保証(3か年実績:154件24.4億円)や事業再生実施関連保証(3か年実績:209件45.3億円)を活用し、金融取引の正常化にも取り組みました。

② 個別企業の実情に即したより実効性のある経営改善支援の推進

保証利用企業の経営課題の早期把握と解決のため、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、延べ481企業に対して実地調査を行い、課題抽出とその解決のための助言活動を行いました。うち29企業に対して、経営改善計画策定支援を行いました。

より高度なアドバイスを必要とする企業に対して、協会からの積極的な働きかけを行い、延べ209企業について、386回の専門家派遣を実施、多岐にわたる分野の専門的な見地から課題解決策の提案を行いました。

国の「経営改善計画策定支援事業(通称:405事業)」の対象企業について、協会独自でも163企業に対して費用補助を実施し、経営改善に向けた計画策定を後押ししました。

これらの経営支援の実効性をさらに高めていくため、令和元年度に経営支援業務に関するデータベースを構築し、以降データの蓄積を進めました。

③ 事業継続中の求償権顧客に対する事業再生支援の取組

代位弁済を行った企業のうち、事業継続中である延べ254企業に対して、実地調査や経営者面談を通じて経営実態の把握を進めるとともに、再生支援協議会等の支援機関や、小規模事業者持続化補助金等の支援施策に関する情報提供を行うなど、事業再生に向けた支援に取り組みました。こうした取組の結果、3か年における求償権消滅保証の実績は7企業となりました。

(3) 地方創生に資する創業支援等に係る取組みの積極的な推進

地域に根差した公的機関として地方創生に貢献していくため、県・市町村や金融機関等と連携しながら、創業や事業承継等に係る各種支援を展開しました。

① 創業者への継続的な支援の強化

創業者全般を支援する独自の取組である「創業あんしんサポート事業」を展開しました。具体的には、感染症の影響が広がった令和2年度を除いて、毎年1回、創業者向け交流会事業を開催したほか、3か年で64企業に対して、資金調達方法の助言等の支援に取り組みました。

また、創業者へのフォローアップについて、令和元年度からは国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」も活用し、3か年で、延べ330企業に対する相談対応を行いました。

② 企業の販路開拓や商品開発等の支援の強化

にいがた産業創造機構等と連携した「にいがた食の大商談会」(平成30年度及び令和元年度開催、令和元年度をもって終了)や新潟市等と連携した「BIZ EXPO」といった展示商談会を共同開催し、中小企業者の販路拡大を後押ししました。また、東京信用保証協会が主催する「江戸・TOKYO 技とテクノの融合展」(平成30年度開催、令和元年度は感染症拡大を受けて急遽中止、令和2年度は不開催)に県内企業の出展を推薦し、バイヤー等へのPR機会を提供しました。いずれの商談会でも多くの商談が行われ、成約に至った企業もあり、企業の販路開拓等に貢献しました。

③ 企業の円滑な事業承継に向けた保証制度の周知及び支援の推進

新潟県事業承継・引継ぎ支援センター等の事業承継支援機関が開催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携体制の構築、強化に努めるとともに、事業承継関連の保証制度の周知に努めました。

また、事業承継局面にあると考えられる保証利用企業(令和元年度及び令和2年度の合計1,869企業)を対象に、「事業承継に係る意識調査(アンケート)」を行い、この回答企業を中心に、98企業に対して個別相談対応を実施しました。

④ 自治体、商工団体等との連携体制の強化

県や各市町村とは、勉強会等を通じて地域情勢の情報交換を実施したほか、保証制度の周知や保証料補助の拡充要請等を行いました。

また、商工団体とは、役員同士による「中小企業・小規模事業者支援連携会議」を毎年度1回、実務担当者同士による「中小企業支援連携ミーティング」を新潟、長岡、県央、上越及び佐渡の5つのエリアでそれぞれ開催し(令和2年度は感染症拡大のため中止)、相互の中小企業支援策等の協働に向け、情報共有や意見交換を行いました。

(4) 経営基盤の更なる強化

コンプライアンス態勢の徹底と併せ、信用保証制度や経営支援業務の多様化・高度化を踏まえて、長期的な視点に立った人材の育成に取り組むとともに、職員が働きがいを実感し活躍できる職場づくりに取り組みました。

①コンプライアンスの徹底に向けた取組

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、反社会的勢力等に関する研修や、四半期ごとの統一テーマに基づく全部署でのコンプライアンス啓発活動に取り組み、職員のコンプライアンス意識の維持向上に努めました。

②課題解決力のある人材育成

毎年度、研修計画を策定し、階層別研修、業務別専門研修及び法務研修会等の研修を着実に実施したほか、中小企業診断士養成課程や信用調査検定プログラム受検に向けた支援等に継続的に取り組みました。なお、感染症の影響が広がった令和2年度においては、集合形式での研修の多くを取り止めることとした一方で、リモート形式の新たな研修形式にも取り組みました。

③働きやすい職場環境づくり

全職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、毎年度当初に、全部署でそれぞれ「ワーク・ライフ・バランスに向けた取組方針」を設定し、半期ごとに取組状況の振り返りを行うことで、定着化に取り組みました。

また、令和2年度には全職員を対象にモラールサーベイ（職員意識調査）を実施し、働きがいを実感できる職場づくりを発展させていくための分析を行うことができました。

④本店事務所移転プロジェクト

顧客の利便性向上やセキュリティの強化に配慮した新しい本店事務所づくりに向け、専任部署として「本店移転準備室」を平成30年4月に設置し、施工事業者や移転時の搬送事業者を選定し、業務に極力支障の生じることのないよう、計画的に移転プロジェクトを推し進め、令和2年5月に予定通りの移転を完了することができました。



(5) 業務効率化の推進

組織として中小企業者の事業発展を支え続けるため、進展する情報技術を活用するとともに、業務効率を高める取組や事務改善を推し進めました。

① デジタル技術の活用に向けた取組

平成30年度に「協会業務におけるデジタル化に関する調査・検討チーム」を設置し、ICTに関する情報収集等を進めました。これを踏まえ、令和元年度にRPAのトライアル版を導入し、PoC(概念実証)を通じて、費用対効果や本導入に際しての技術的課題の検証を行い、本導入を決定しました。令和2年度には、RPAの本導入及び活用拡大を計画していましたが、実質無利子融資への対応を優先する中で、導入するのみにとどまりました。

② 合理性・効率性を重視した管理回収業務への転換

平成30年度に、効率性を重視した管理回収業務を検討するための「管理回収基準策定検討チーム」を立ち上げ、ここでの答申を踏まえ、業務基本方針の見直しや、「管理事務処理要領」、「一部弁済による保証債務免除要領」及び「管理事務停止要領」等の関連諸規定の改正を行い、早期回収に向けて代位弁済後の初動対応を徹底しました。併せて、管理回収業務の合理化かつ効率化を推進するため、保証協会債権回収株式会社に対する回収の個別委託について平成30年度をもって解除し、協会が直接管理を行うため、体制の見直しを図りました。

また、3か年で、管理事務停止を278億円、求償権整理を245億円実施したほか、一部弁済による保証債務免除を148者に対して実施し、債権管理の効率化に努めました。

③ 業務改善推進委員会の取組

平成30年度に「業務改善推進委員会」を設置し、全職員から募集した改善提案等について集中的に検討し、3か年で大小さまざまな79件の事務改善施策を実行しました。



3.外部評価委員会の意見等

外部評価委員会の意見やアドバイスについては、以下のとおりです。

- (1) 中小企業者の生産性向上に向け、申込事前相談制を通じた金融機関との対話や、企業訪問を通じた経営者との対話を行い、ライフステージに応じた資金繰り支援と経営支援を一体的に提供してきたことを評価します。中期事業計画期間の最終年度については、危機時におけるセーフティネットの役割を最優先したため、生産性向上に向けた支援への取組が停滞した印象がありますが、今後改めて、ICTの推進をはじめとした生産性向上支援について、関係機関と連携しながら取り組むことを期待します。
- (2) 金融機関や関係機関と連携し、経営サポート会議の開催や、国の経営支援強化促進補助金を活用した経営支援専門部署による経営改善支援や事業再生支援の取組を通じて、条件変更顧客や求償権顧客の金融正常化の実績を上げたことを評価します。今後は、こうした経営支援の実効性をさらに高めるため、経営支援に関するデータベースを検証し、具体的支援の手法の改善につながるよう検討を重ねることを期待します。
- (3) 地方創生に向けた取組として、創業あんしんサポート事業等による創業支援や、保証利用先に対する事業承継アンケートを踏まえた個別相談対応等による事業承継支援に取り組んできたことを評価します。特に創業支援については、創業者へのメンタリングを充実させる観点から、県内各地の創業支援関係機関等との連携の可能性を含めて検討を進めていくことを期待します。
- (4) コンプライアンス・プログラムの継続的な実践により、コンプライアンスに対する意識は向上していると認識します。今後もコンプライアンス意識の高い組織を維持するため、引き続きコンプライアンス・プログラムの実践に努めてください。また、経営支援業務をはじめとした業務の高度化を踏まえ、引き続き課題解決力のある人材育成や働きやすい職場づくりに向けた取組を推し進めていくことを期待します。
- (5) 回収部門において、管理事務停止や求償権整理、一部弁済による保証債務免除を推し進め、合理性・効率性を重視した債権管理に努めてきたことを評価します。また、平成30年度からDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けて取り組んでいますが、デジタル化に関しては、組織内の業務プロセスの改革にとどまることなく、顧客に対するサービスの価値向上も見据えて全社的に取組を進めていくことを期待します。

年度経営計画の評価〈2020(令和2)年度〉

新潟県信用保証協会は、公的な機関として、中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献してまいりました。

今般、年度経営計画(2020(令和2)年度)の実施状況について、外部評価委員会(新潟大学人文社会科学系工学部 長尾雅信准教授、平哲也法律事務所 二岸直子弁護士、中山公認会計士事務所 中山幸夫公認会計士)の意見及びアドバイスを踏まえ、評価を行いましたので、ここに公表いたします。

1.業務環境

新潟県の景気動向は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)拡大の影響を受け、厳しい状況が続いたものの、5月に緊急事態宣言が解除されて以降、徐々に持ち直しの動きが見られました。個人消費は、衣料品等一部で弱い動きとなりましたが、全体として緩やかな回復の動きが見られました。生産は、業種によるばらつきはあるものの、持ち直しの動きが広がりました。

県内の中小企業者の景況感、感染症拡大の影響から年度当初から厳しい状況が続きましたが、年度末にかけて幾分和らぎました。また、県内企業の倒産状況(負債総額1千万円以上)については、企業倒産件数は前年度比69.8%の60件となりましたが、負債総額は、県内過去最大の大型倒産の影響もあって前年度比494.8%の709億円となりました。

2.事業概況

当協会の令和2年度の事業実績は、以下のとおりとなりました。

- 感染症の影響拡大に伴う資金需要により、新型コロナウイルス感染症対応資金(以下、「実質無利子融資」という。)を中心に、年度当初から保証申込が急増しました。この結果、保証承諾は、計画1,280億円に対し、5,564億57百万円(計画比:434.7%)となり、計画を大幅に上回りました。
- 保証債務残高は、実質無利子融資への対応等により、計画3,250億円に対し、6,617億83百万円(計画比:203.6%)となり、計画を大幅に上回りました。
- 代位弁済は、国による各種の強力な金融支援策の効果等により、計画53億円を下回る29億64百万円(計画比:55.9%)となりました。
- 回収は、代位弁済が計画を下回ったこと等から、計画17億円を下回る15億33百万円(計画比:90.2%)となりました。

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値は以下のとおりです。

	件 数	金 額	計画値	計画達成率
保 証 承 諾	37,810件(262.7%)	5,564億57百万円(426.9%)	1,280億円	434.7%
保 証 債 務 残 高	58,889件(130.9%)	6,617億83百万円(197.4%)	3,250億円	203.6%
代 位 弁 済	391件(53.4%)	29億64百万円(52.6%)	53億円	55.9%
回 収	—	15億33百万円(82.3%)	17億円	90.2%

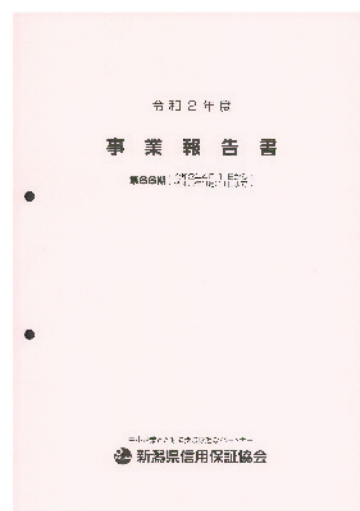
※()内の数値は、対前年度比を示します。

3. 決算概要

令和2年度の決算概要(収支計算書)は、以下のとおりです。

	金 額
経 常 収 入	59億48百万円
経 常 支 出	43億79百万円
経 常 収 支 差 額	15億70百万円
経 常 外 収 入	60億14百万円
経 常 外 支 出	84億20百万円
経 常 外 収 支 差 額	▲ 24億6百万円
制度改革促進基金取崩額	0円
収支差額変動準備金取崩額	8億36百万円
当 期 収 支 差 額	0円

※端数調整(単位未満四捨五入)のため、合計額が符合しない場合があります。



実質無利子融資をはじめとした保証承諾の増加により保証料収入が増加し、経常収支差額が15億70百万円となった一方で、保証債務残高の増加に伴う責任準備金繰入額の増加等により経常外収支差額が▲24億6百万円となりました。この合計額である▲8億36百万円について、収支差額変動準備金の取り崩しによって補填を行い、当期収支差額は0円となりました。



4.重点課題への取組状況

令和2年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下のとおりです。

(1)保証部門

危機時におけるセーフティネットとしての役割を果たすため、中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、5月から取扱いが開始された実質無利子融資をはじめ、急増した保証申込への対応を最優先に全力を挙げて取り組みました。この結果、実質無利子融資の保証承諾は、件数では保証承諾全体の72.8%となる27,515件、金額でも77.9%となる4,335億円となり、県内中小企業者への資金供給に大きく寄与することができました。一方で、感染症拡大防止の観点から、外部との不急の接触を避けることとしたため、中小企業者や金融機関との対話や関係機関との連携については必要至急のものにとどめました。

1)個別企業の実情に応じた最適な信用保証の推進

数値目標を掲げた創業(等)関連保証(目標:21億円、実績:15.7億円)、小口零細企業保証(目標:63億円、実績:16.6億円)及び事業承継に係る保証(目標:5億円、実績:3.9億円)は、いずれも目標達成には至りませんでした。個別企業の実情に応じた保証提案については、経営者との直接対話を通じた提案を計画(目標:150企業)しましたが、感染症拡大防止の観点から、金融機関経由での提案に切り替え、実質無利子融資のメリットを最大限に活かし保証推進に取り組んだ結果、目標を大きく上回る267企業に対して提案を行い、資金繰り改善に寄与することができました。

2)金融機関との対話による適切な企業支援の強化

申込が急増した実質無利子融資への対応を最優先としたため、金融機関との対話を通じた経営改善提案は7回(目標:80回)のみとなり、金融機関本部との対話も1回(目標:2回)にとどまりましたが、コロナ禍における企業支援について相互理解を促進することができました。また、金融機関紹介による資金繰り支援は8企業(目標:10企業)でした。

3)関係機関との緊密な連携体制の強化

感染症拡大防止の観点から、計画していた商工団体と連携した会議等については実施を取り止めました。また、地方公共団体への積極的な往訪も控えたため、訪問実績は19回(目標:50回)にとどまりました。一方、10月から11月にかけて、新潟財務事務所から要請を受け、県内9か所で開催された「県ブロック別事業支援連絡会」に参加し、商工団体等との支援施策等の共有を図りました。

4)危機時におけるセーフティネット機能の十分な発揮

申込が急増した実質無利子融資への対応として、保証部門に対し、経営支援部門、回収部門及び間接部門からの業務支援態勢を整備するとともに、嘱託職員や派遣職員の増員を行いました。また、決算書データ登録用OCR端末の増設や信用保証書自動封入封かん機の導入を行ったほか、決裁権限の委譲や徴求書類の簡素化等を進め、可能な限り保証審査を迅速化するなど、組織を挙げて保証対応に取り組んだ結果、政策保証である経営安定関連保証4号は15,020件、2,235億円、同保証5号は4,147件、514億円、危機関連保証は9,539件、1,833億円の実績となり、セーフティネット機能を十分に発揮することができました。

(2) 期中管理・経営支援部門

危機時にあって、中小企業者の資金繰りに支障が生じることのないよう、急増する保証申込への対応を最優先とし、保証部門への業務支援に人的資源を投入したため、併せて、感染症拡大防止の観点から、顧客等との不急の接触を避けることとしたため、創業者や事業承継局面にある中小企業者への個別の支援については必要至急のものにとどめました。

1) 創業者への継続的な支援の強化

「創業あんしんサポート事業」として計画していた創業者向け交流会事業を取り止めたほか、個別の創業者に対する支援についても14企業(目標:20企業)にとどまりました。また、本部が行う創業者への支援についても、創業後フォローアップは33企業(目標:80企業)、ソリューション提案は0企業(目標:5企業)にとどまり、創業者への継続的な支援は、限定的な取組となりました。

2) 企業の販路開拓や商品開発等の支援の強化

新潟市をはじめとした関係機関等と連携し、感染症防止対策を徹底しつつ、「BIZ EXPO 2020」を共催し、コロナ禍にあってもリアルのビジネスマッチング事業を展開しました。また、次年度に向けて、県内9信用金庫が主催する合同商談会に関連した連携事業(セミナー)を開催することを決めました。

3) 個別企業の実情に即したより実効性のある経営改善・事業再生支援の推進

条件変更先の金融正常化等につなげるための実地調査は47企業(目標:50企業)、経営改善計画策定支援は3企業(目標:10企業)、ソリューション提案は0企業(目標:5企業)にとどまったほか、経営サポート会議の開催も10企業(目標:50企業)と計画を下回りました。一方で、金融正常化支援の取組については、実質無利子融資等を活用し、案件の組成を推進した結果、目標を上回る131企業(目標:50企業)の実績となりました。また、今後の経営支援の効果検証に活用するため、引き続き「経営支援データベース」への蓄積を進めたほか、具体的な効果検証方法の確立に向け引き続き検討を進めました。

4) 企業の円滑な事業承継に向けた保証制度の周知及び支援の推進

関係機関等との情報交換会等を通じた事業承継に関する保証制度の周知は行うことができました。一方で、個別企業への支援については、保証利用企業に対し事業承継に関するアンケートを実施し、アンケート回答企業を中心に、個別の相談対応を37企業(目標:30企業)に対して実施しました。

(3)回収部門

保証部門への業務支援に人的資源を投入したため、回収部門における業務の効率化及び回収スキルの向上に向けた取組は、対応可能な範囲での実施にとどまりました。また、感染症拡大防止の観点から、求償権顧客との不急の接触を避けることとしたため、事業再生支援等の取組については必要至急のものにとどめました。

1)初動対応の徹底

代位弁済後3年以内のほぼ全ての求償権顧客に関して、回収方針の策定及びその実施状況の進捗管理を徹底しました。

2)合理性・効率性を重視した債権管理の実施

かねてから交渉中であった案件を中心に、一部弁済による保証債務免除を72件(目標:60件)実施し、合理的な管理回収を展開しました。一方で、保証部門への業務支援もあり、管理事務停止は68.7億円(目標:100億円)、求償権整理は24.9億円(目標:100億円)にとどまり、債権管理の効率化の効果は限定的でした。

3)事業継続中の顧客に対する事業再生支援の取組

感染症の先行き不透明感等の影響から、確度の高い経営計画の策定が困難なこともあって、求償権消滅保証等による事業再生支援の実施には至らなかった(目標:3企業)ものの、事業継続中の求償権顧客に関して、194企業の実態把握(目標:30企業)を進めたことに加え、経営改善を後押しするため、再生支援協議会等の支援機関や、雇用調整助成金等の各種助成金等に関する情報提供を23企業(目標:10企業)に対して実施しました。

4)管理回収業務担当者の育成

集合形式で行う法務研修会の開催は1回(目標:6回)にとどまりました。一方で、回収ノウハウの共有のための勉強会を1回(目標:1回)開催したほか、令和2年12月から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象に感染症が追加されたことを受け、計画になかった同ガイドラインに関する研修を開催し、これに基づいた要請への対応に備えました。

(4) その他間接部門

保証部門への業務支援に人的資源を投入したこととあわせて、感染症拡大防止の観点から、研修や会議等の役職員の接触についても制限することとしたため、間接部門におけるコンプライアンス、人材育成、業務環境の整備、及び広報等の取組は、対応可能な範囲での実施にとどめました。

1) コンプライアンスの徹底に向けた取組

実質無利子融資への対応のため、四半期ごとのコンプライアンス啓発活動のうち、第1四半期の活動を取り止めたほか、集合研修を計画していた「反社会的勢力等に関する研修」について、各部署での啓発活動に変更するなど、コンプライアンス・プログラムの実施は、対応可能な範囲での取組にとどめたものの、プログラムの大部分を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

2) 課題解決力のある人材育成

部門を越えて保証部門への業務支援を行う状況が続いたため、OJTは計画表に基づく実施を取り止めたほか、集合研修の多くは開催を取り止めたが、法務研修会やメンタル・ヘルスセミナー等においてリモート開催を取り入れ、研修の実施に努めました。さらに、中小企業診断士養成課程への派遣、「信用調査検定プログラム」受検及び通信教育受講の支援等、感染防止対策を図りつつ、一定の人材育成を推し進めました。

3) 働きがいを実感できる職場づくり

保証部門への業務支援のため、各部署におけるワーク・ライフ・バランスの定着に向けた取組は取り止めたものの、業務環境等に関する職員同士の意見交換会等を年2回(目標: 2回)開催したほか、下期にモラルサーベイ(職員意識調査)を実施し、働きがいを実感できる職場づくりに取り組む上での分析を行うことができました。

4) 業務効率化に向けた取組

保証部門への業務支援のため、内部検査を通じたムリ・ムダ・ムラの発見への取組は行うことができませんでした。また、同様に、RPAや新たなグループウェアについても、導入時期に遅れが生じたため、本格的な活用には至りませんでした。

5) プレゼンス向上に向けた情報発信

商工団体等が会員事業所向けに会報を配布する際のチラシ同封サービスを活用し、約5万企業に対して、年3回(目標: 3回)リーフレット等を配布して実質無利子融資をはじめとした保証制度等の周知を行ったほか、新潟県中小企業団体中央会の会員団体に対しても、リーフレット等の配布を年12回(計画外)行うなど、新たなチャネルを活用して情報発信力の向上に努めました。

6) 円滑な事務所移転

本店事務所及び長岡支店仮事務所とも予定どおり5月に移転を完了しました。移転に際し、新聞広告、ホームページ等により広く外部に周知を行いました。また、事務所を移転し、安否確認システムを導入したことに伴い、事業継続計画(BCP)の整備を行いました。

5.外部評価委員会の意見等

外部評価委員会の意見やアドバイスについては、以下のとおりです。

(1)新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って急増した資金需要に対し、速やかに部門を越えた業務支援態勢を整備するとともに保証審査の迅速化を図るなど、組織を挙げて県内中小企業者の資金繰り支援に迅速かつ適切に取り組んだことは、危機時におけるセーフティネットとしての役割を十分に果たしたものと評価します。資金繰り支援を最優先に取り組んだ結果、当初の計画どおりに進まなかった項目も見受けられますが、実質無利子融資の保証対応で繁忙を極める中、また、感染症拡大防止の観点から様々な制約の下では、やむを得なかったものと考えます。

(2)新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに社会的に広まったオンライン形式での対話は、今後も増えていくものと思われることから、保証提案や経営相談の局面における顧客とのオンライン対応について、金融機関等と連携しながら検討を進めていくことを期待します。また、経営改善支援の効果・効率の向上に向けて、引き続き経営支援に関するデータベースの蓄積を進めるとともに、データの検証に基づいて実効性の高い経営支援の施策を展開していくことを期待します。

(3)新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から様々な行動の制約がある中、代位弁済後の初動対応の徹底を図るとともに、一部弁済による保証債務免除の取組など合理性・効率性を重視した債権管理に努めてきたことを評価します。また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用対象に新型コロナウイルス感染症が追加されたことを踏まえ、内部研修会を計画外で実施したことは評価できます。今後も新たな社会規範に適切に対応できるよう、知識やノウハウの共有に向けた取組を継続してください。

(4)コンプライアンス・プログラムで定めた研修や啓発活動等の成果により、コンプライアンスに対する意識の向上につながっていると評価できます。しかしながら、当年度のように業務が繁忙を極める中で、ひとたびメンタルヘルス面での不調が生ずると、コンプライアンス意識の緩みにつながることもあるため、多様化する職員の価値観にも配慮して働きやすい職場づくりに向けた取組と合わせて継続していくことを期待します。

(5)DX(デジタルトランスフォーメーション)に関しては、その目的を職員全体に浸透させつつ、取組を一層推し進めることが重要です。そのためにも、経営幹部が率先して組織内への周知を図るとともに、積極的なICTの活用を進めていくことを期待します。また、社会的課題であるSDGs等に関する意識醸成や知識習得に向けた取組を進めていくことを期待します。

オンライン勉強会で講師を務めました

令和3年7月15日(木)、21日(水)に新潟信用金庫において、オンラインでつないでの勉強会が開催され、当協会の保証推進部佐藤副部長、同部保証総括課美野輪主査が講師を務め、今年度創設した「伴走支援型特別保証制度」や「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度」について説明をしました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業を支援するため、金融機関と協力体制の構築を図ってまいります。



中之島町商工会 金融懇談会に出席しました

令和3年7月20日(火)に中之島コミュニティーセンター研修室にて中之島町商工会 金融懇談会が開催され、当協会の長岡支店 神田副支店長が出席しました。信用保証概況等について説明し、中小企業支援の具体的な取り組み状況や地域情勢などの意見交換なども行いました。

これからも定期的な意見交換を通し、関係機関の皆さまと連携を深めてまいります。



吉田商工会 主催「決算書の見方・ポイント解説セミナー」で講師を務めました

個人、法人事業者向けに令和3年7月28日(水)、8月2日(月)、決算書の基本的な見方について学ぶ『決算書の見方・ポイント解説セミナー』が開催され、当協会の県央支店高橋副支店長が講師を務めました。

「損益計算書・貸借対照表の見方や自社の財務分析の仕方」について、わかりやすく解説しました。

今後も、このような活動を通じて、中小企業の持続的発展に貢献できるよう努めてまいります。



新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が、令和3年12月1日まで延長されました。

相談窓口のお知らせ(令和3年8月末現在)

特別相談窓口

東日本大震災に関する特別相談窓口 旧:平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口	平成23年3月11日設置 (平成23年5月13日名称変更)
平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年5月31日設置
令和元年台風第19号に伴う災害に関する特別相談窓口	令和元年10月13日設置
令和2年12月16日から的大雪による災害に関する特別相談窓口	令和2年12月17日設置
令和3年1月7日から的大雪による災害に関する特別相談窓口	令和3年1月12日設置
令和3年新潟県糸魚川市における地滑りに関する特別相談窓口	令和3年3月5日設置

その他の相談窓口

賃金水準上昇対策相談窓口	平成30年4月1日設置
英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口	平成28年6月27日設置
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	令和2年1月29日設置

当協会独自の相談窓口

金融・経営相談窓口 (創業・資金繰り・事業承継・経営改善・金融機関紹介)	平成30年4月1日設置
夜間相談窓口 (創業・資金繰り・事業承継・経営改善・金融機関紹介)	

「経営支援担当者研修(内部研修)」を開催しました

経営支援業務に必要な実務的知識を習得するため、令和3年7月26日(月)に中小企業診断士で小規模企業成長支援(株)代表取締役の中村 公哉氏、同社 井村 吉孝氏、同社 宮澤 奈緒子氏を講師にお迎えし、内部研修を開催しました。

経営支援に携わる職員を対象に、「ローカルベンチマークシートの活用・作成ポイント」についてご講演していただきました。

この研修で得た知識を活かし、よりお客様に寄り添った経営支援に取り組んでまいります。



当協会における新型コロナウイルス感染症対策について

当協会では、お客様をはじめ金融機関等の皆様及び職員の安全確保、感染拡大を防止するため次の取組を実施しております。

- ・全職員の体調管理等の徹底
- ・マスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底
- ・各フロアへのアルコール消毒液の設置
- ・アクリル板の設置(受付窓口等)
- ・非接触型ハンドスプレーの設置 等



【お願い】

ご来協される際には、マスクの着用、手洗い及びアルコール消毒液の利用など、感染防止へのご協力をお願いいたします。



「にいがた BIZ EXPO 2021」開催のご案内

当協会が実行委員会に参加している「にいがたBIZ EXPO 2021」を令和3年10月14日(木)と15日(金)に新潟市産業振興センターで開催します。新潟県内最大級の商談型見本市であり、企業の販路開拓・拡大を目的としたビジネスマッチングの場となっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じておりますので、この機会にぜひご来場ください。

なお、当協会が主催・共催している講演会等については次のとおりです。

令和3年10月14日(木)

10:30~12:00

【講演会】
ポストコロナ・ウィズ
コロナ時代における
事業再構築



【講師】土田 正憲 氏

一般社団法人 新潟県中小企業診断士協会 会長
株式会社 にいがた事業承継サポート室 代表取締役
新潟県信用保証協会アドバイザースタッフ

令和3年10月15日(金)

12:30~14:00

【企画展】
学生×SDGs×就活
～新潟ミレニアル世代の
企業選択とは～



【講師】五十嵐 悠介 氏

一般社団法人 SDGs支援機構認定
SDGsビジネスコンサルタント

窓口のご案内

本店 〒951-8640
新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル7・8階)

企画総務部

経営企画課 TEL 025-210-5132 FAX 025-210-5160
E-mail:kikaku@niigata-cgc.or.jp
総務課 TEL 025-210-5131 FAX 025-210-5160
E-mail:somu@niigata-cgc.or.jp
経理課 TEL 025-210-5133 FAX 025-210-5160
E-mail:keiri@niigata-cgc.or.jp
情報システム課 TEL 025-210-5134 FAX 025-210-5161
E-mail:joho@niigata-cgc.or.jp

保証推進部

保証総括課 TEL 025-210-5141 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
保証審査課 TEL 025-210-5142 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho@niigata-cgc.or.jp
企業支援課 TEL 025-210-5143 FAX 025-210-5170
E-mail:hosho-g@niigata-cgc.or.jp

整理回収部

E-mail:kanri@niigata-cgc.or.jp
整理総括課 TEL 025-210-5144 FAX 025-210-5171
代位弁済課 TEL 025-210-5145 FAX 025-210-5171

検査指導室 TEL 025-210-5135 FAX 025-210-5160

本店営業部 E-mail:eigyobu@niigata-cgc.or.jp

保証第一課 TEL 025-210-5151 FAX 025-210-5172
保証第二課 TEL 025-210-5152 FAX 025-210-5173
保証第三課 TEL 025-210-5150 FAX 025-210-5173
整理第一課 TEL 025-210-5153 FAX 025-210-5174
整理第二課 TEL 025-210-5154 FAX 025-210-5174

担当区域

保証第一課

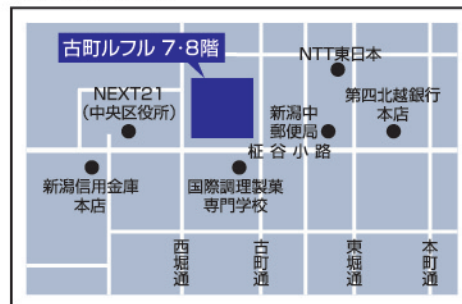
新潟市(中央区、西区、西蒲区)

保証第二課

新潟市(北区、東区、江南区、秋葉区、南区)

保証第三課

新発田市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町、
関川村、粟島浦村



長岡支店 E-mail:nagaoka@niigata-cgc.or.jp

〒940-0071 長岡市表町3丁目1番地8(リナシエビル2・3階)

保証第一課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
保証第二課 TEL 0258-35-5714 FAX 0258-35-6341
整理課 TEL 0258-35-5715 FAX 0258-35-5776

担当区域

保証第一課
長岡市、見附市

保証第二課
柏崎市、小千谷市、
十日町市、魚沼市、
南魚沼市、出雲崎町、
湯沢町、津南町、刈羽村



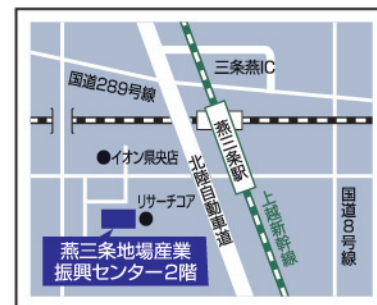
県央支店 E-mail:keno@niigata-cgc.or.jp

〒955-0092 三条市須頃1丁目17番地
(燕三条地場産業振興センター2階)

保証課 TEL 0256-33-6661 FAX 0256-33-6622
整理課 TEL 0256-33-6662 FAX 0256-33-6802

担当区域

三条市、加茂市、燕市、
田上町、弥彦村



上越支店 E-mail:joetsu@niigata-cgc.or.jp

〒943-0804 上越市新光町1丁目10番20号(上越商工会館内)

TEL 025-523-7225 FAX 025-522-2454

担当区域

上越市、糸魚川市、
妙高市



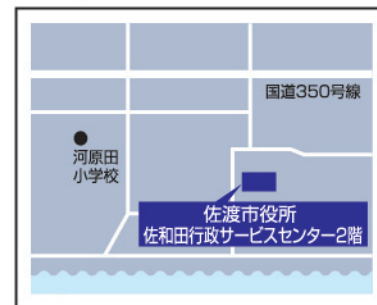
佐渡支店 E-mail:sado@niigata-cgc.or.jp

〒952-1314 佐渡市河原田本町394番地
(佐渡市役所 佐和田行政サービスセンター2階)

TEL 0259-57-2011 FAX 0259-57-3421

担当区域

佐渡市



信用保証をご利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは 取引いたしません

新潟県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は
信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
- ・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ・暴力団等と密接な関係を有する者(いわゆる共生者、密接交際者)
- ・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた
不当な要求行為等を行う者

信用保証の申込みにあたっては、申込人及び保証人の方から反社会的勢力に該当しないこと、
又はそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことを表明、確約する旨の書類の
提出をお願いいたします。



今月の写真 大源太湖の紅葉

大源太湖は大源太川を日本初のアーチ式ダムでせき止めた、砂防を目的に建設されたダム湖です。背後にそびえ立つ大源太山は「東洋のmatterホルン」とも呼ばれ、南魚沼市と湯沢町の境界に位置する標高1,598mの山です。湖にかかる希望大橋や湖畔を周遊出来る遊歩道など、木々が湖面に映る様は絶景で紅葉の名所として多くの観光客が訪れます。紅葉は例年10月下旬頃から見頃を迎え、11月上旬頃からは初雪が重なりさらに雄大な景色を望むことができます。

中小企業とともに歩む身近なパートナー

 **新潟県信用保証協会**

〒951-8640

新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル 8 階)

TEL 025-210-5132/FAX 025-210-5160

E-mail: kikaku@niigata-cgc.or.jp/URL <http://www.niigata-cgc.or.jp>

保証にいがた2021(令和3)年10月

発行/新潟県信用保証協会

編集/企画総務部 経営企画課

